

# 固定資産の売却収入の所得区分

## 所得区分の判断基準

- 棚卸資産か少額重要資産か
  - 資産の性質や取得価額を考慮。
  - 事業の性質上の重要性を評価。
- 反復継続の有無
  - 通常の業務として行われるかどうか。
  - 継続的な譲渡が行われる場合の判断。
- 注意点
  - 固定資産の売却時には慎重な判断が必要。
  - 安易に事業所得として判断しないこと。

## 裁決事例の紹介

- リース業における譲渡所得
  - リース用機械の譲渡は事業所得。
  - リース業の性質上、譲渡行為は経常的。
- 裁決の要点
  - 不特定多数への広告宣伝がないこと。
  - 臨時的・偶発的な販売行為。

## 事例分析

- 車の下取り収入
  - 事業用車両の下取りは譲渡所得。
  - 取得価額が20万円を超える場合。
- 中古車販売事業者のケース
  - 継続的に販売する場合は事業所得。
  - 車両が棚卸資産として扱われる。

## 固定資産売却の基本

- 所得税法における譲渡所得
  - 資産の譲渡によって得た所得は原則として譲渡所得。
  - 所得税法第33条1項に基づく規定。
  - すべての資産が譲渡所得になるわけではない。
- 事業所得になるケース
  - 棚卸資産や営利目的での継続的な資産譲渡は事業所得。
  - 所得税法第33条2項に基づく規定。
  - 事業で仕入れた商品や製品の売却は事業所得。

## 棚卸資産と準ずる資産

- 棚卸資産の定義
  - 事業活動において仕入れた商品や製品。
  - 継続的に販売されることが前提。
- 棚卸資産に準ずる資産
  - 不動産所得や山林所得に関連する資産。
  - 少額の減価償却資産（取得価額10万円未満）。
  - 一括償却資産（取得価額10万円以上20万円未満）。

## 譲渡所得になるケース

- 少額重要資産の定義
  - 取得価額が20万円以上の資産。
  - 業務の性質上、重要な減価償却資産。
- 具体例
  - 機械装置や運搬車、工具など。
  - 業務遂行上欠かせない資産。
- 反復継続して譲渡する資産
  - 継続的に譲渡される場合は事業所得。
  - 例として貸衣装業やパチンコ店の資産。